

れの淺薄な諷刺に慊ず思つたけれど、かゝる淺薄な諷刺畫も、その當時の興奮せる諸國民の頭には異常の影響を傳へた事は信じて疑はないのである

藤原時代の容儀服飾に就て

文學士 江馬 務

一國の風俗は以て其の國を象徴すべく、一世の容儀は以て其の時代を測知すべし。我が風俗史を通觀するに、古來國人がその容儀服飾について、深く其の心を致し、粉飾盛裝以て、一代を劃すべきもの、古く其の例を求めて藤原時代を得、近き儔を探りて江戸時代を得。然れども是等二時代の風俗の美は均しく上下を通じてこれありしに非ず前者は多く宮廷堂上諸家に、後者は専ら町家花柳の巷に存したりき。今藤原時代、殊に藤原氏の榮

華を極めし一條天皇の頃を中心として其の容儀服飾の概略を叙し、以て時代世相の側面觀察をなさむとす。

藤原時代の容儀を述ぶるに當りて、先づ觀るべきものを男女の髮風となす。男子は總じて頭髮か剪りて短くし、女子は之れを延ばして昔ながらの垂髮となす。男子の結髮には冠を戴く人の鬚として冠下の髻あり。髮を百會に束ね紫元結を巻き立てしものにて(1)その起原の早く冠の巾子を生ずる以前にあれば、平城嵯峨天皇の頃にあり。(2)又一般男子は只髮を百會に緊束して後方に垂れしのみ。(3)

(1)源氏物語桐壺卷源氏元服の條に「結びつる心も深き元結にこき紫の色しあせず」

(2)相摸圖、伴大納言繪卷、貞丈雜記卷二に後世の結法見ゆれこ中古に定法なし。

(3)茶釜の形に似たれば俗に茶釜といふ。大江匡房洛陽田樂記

に放髻といへるは即ちこれなり。

我國の女子は古來髮の長きを以て誇となせり。

(4) 藤原時代にはその長さの意表の外に出づるもの廢物語に見えたり。榮花物語初花には藤原彰子の髮長くして其の身長を過ぐることを二尺ばかりなるを記し、大鏡には藤原師尹の女芳子の髮頗る長く、内へまゐり給ふとて、御車にたてまつりければわが御身は乗り給ひけれど、御ぐしのすそは、母屋の柱のもとにぞおはしける」とあり。中古かく長髮たりしは一に頭髮の衛生良好なりしに因ることにして、八丈島婦人の現に長髮を有すると其の理由を一にせるなり。(5)

女子の垂髮せし者は兩頬の邊の髮を上より二尺餘にて剪除することあり名づけて鬢批びんせきといふ。これ女子成人の始より行ひ、髮上の遺風となす。(6) 素女子垂髮を兩頬及び後背の三方に分ち、(7) 男子の手によりて其の末端を上げて頭上に一髻する

こと、恰も藥師寺藏仲津姬像の髮風の如くせしものなるを、後髮風も一變し、髮上とて後方に垂髮せし儘頭上に一髻し、(8) 古へ垂髮の末端を上げて短くせし緣故によりて、顔の兩側、時には又背の垂髮の末端をも剪除せしなるべし。(9)

猶女子の下流社會の者は鬢批をなさざるのみならず、髮も腰のあたりにて下を揃へて剪りしなり(10) 下流に於ても若年の女子は往々後背に元結にて縛る。源氏物語繪卷又佛門に歸したる人はたれたれ尼とて髮の末を揃へて短く剪りしなり。(11)

(4) 枕草紙うちやまときもの、條髮長くうるはしう、さがりばなごめでたき人

(6) 東京人類學會雜誌一七號坪井正五郎博士「八丈島の婦人頭髮の長き理由」にて髮を緩く結び、一日に二三度乃至七八度梳くことを指摘せらる。思ふに中古の長髮は垂髮なること與つて力あるべし。

(6) 竹取物語 よきはごなる人になりぬれば、髮上なご沙汰して髮上げさせ、裝着す、

(7) 三方に垂髪の例男山八幡宮神像にあり。

(8) 中古の髪上の圖は紫式部日記繪卷にあり。御陪膳の時この髪風となす。

(9) 風俗圖說第一卷第一號拙稿燈批の風俗に就て參考

(10) 扇面寫經信貴山緣起參考

(11) 源氏物語若紫卷に尼君たる人とも見ゆす。……まみの釋髮の美しげにそがれたる末も中々長きよりもこよなういまめか

しき云々隆能源氏にもこの姿見ゆ。

又男女兒は三歳の春髮置とて髮を延ばし。(12)

めざしとし、(13) 振分髮とす。(14) 顯門の男兒は

髻みづらに結ぶことあり。(15)

(12) 源氏薄雲卷に明石の上の姫の髮置、「この春よりおふす御ぐし」三歳の時なり。

(13) 袂衣に見ゆ。眞淵萬葉考別記に解して額髮目を刺すばかりなるをいふことなす。

(14) 髪を頭上中央より左右に分ちて垂れ、肩のあたりにて扇擴げたる如き髮風をいふ。伊勢物語に「くらべこし振分も肩もすもきぬ、君もなもらずして誰かあぐべき」

(15) 古事談に小松帝の例を載す。髻については考古學雜誌第五卷四號拙稿古神像風俗に就てを參せられたし。

第一卷 叢 說 藤原時代の容儀服飾に就て

女官の頭飾は嚮きに衣服令に於て規定せられたる寶髻は既に廢れ、内宴の舞妓纒たづなかに其の髻を留む。(16) 又蔽髮といふものあり。額ひたいとも稱し、髻前を蔽ふものなり。(17) 支那には玳瑁のものありといへど(18) 我が國のものは玉、金、銀、等あり。

(19) その形狀半月形のものにして、後世の如く髮上にて作れる髻に結び付けしならむ。(20) 盛裝の時に使用する。(21) 又髮上せし時には釵子を挿す。

(22) 釵子は簪のことにて、頭上右より左に横に挿し、之れに附せる村濃の緒を以て其の先端を絡みて垂るゝものとす。(23) 蔽髮と釵子とは混同して

今日所謂「おしやし」を成せるなり。

(16) 光長年申行事

(17) 箋註和名抄

(18) 晋書

(19) 考古界第七篇第八號櫻井秀兵衛髮釵子位驗參考

(20) 光長年申行事踏歌節會參照

(21) 空穗物語に世の中にありがたき御すみびたひ、ありぐし、

(22) 空穗物語に世の中にありがたき御すみびたひ、ありぐし、

(23) 空穗物語に世の中にありがたき御すみびたひ、ありぐし、

きいし、もこゆひおほ宮つかへのはじめ御てうご云々

(21)紫式部日記繪卷に圖あり。釵子金色なり。

(22)雅亮裝束抄にさいしを左の手に取りて、下仕に向ひて立ちて、分け目の右の方の髪を、少し釵子にてすくひて、分け目をこして、又分け目の左の方の髪を又すくひて、釵子の先の出でたるに、この村濃の絲の片々を分け目の上より引き越して、釵子の先からむなり。(原文假名)

二

藤原時代には化粧にも特筆すべきこと多し。先づ眉を取りて黛を畫くこと、自然のしごけなきを去りて、人工の美を發揮するにあれど、抑又唐風を模倣するにあるべし。(1)枕草紙物のあはれ知らせに「眉ぬく」と見ゆ。抜くとは即ち鑷子を以て抜くなり、而して後更に黛を以て別の眉を人工的に畫く。眉を抜く風俗は早く女子間に始り、後男子に及べり。(2)この眉作の風俗は主として堂上諸家に行はれ、普ねく民間に及ばざりき。(3)藤原時代の眉の形狀は大きくして横に長かりき。(4)

鬚は江戸時代の如く全く忌みしにはあらず。されど藤原時代末葉には餘りに延ばすを好まざりしが如し。長くなる時は之れを剃りぬ。(5)

(1)年々隨筆に眉作の理由を述べて曰く、はは際のしごけなき所、濃き薄き所などありてわろびたれば云々

唐書軍服志、儉粧去眉開額。漢劉熙釋名代也。滅去眉毛一以代其處一也

(2)俗傳に白河上皇より始るといひ、滋野井氏の傳には鳥羽天皇の御代より濫觴を發すといへり。大槪信すべきに似たり

(3)民間にも品位をつくらふもの亦眉作す。例へば巫女、社家

遊女

(4)源氏物語繪卷、扇面寫徑

(5)空穂物語に鬚そりの匂見ゆ。剃刀は佛具として法門に入る時にのみ用うと傳ふるは、蓋し誤か

白粉は藤原初期には米粉を用ゐたるが、(6)後にはふにを用ふ。粉錫なり。(7)又女子は齒黒をなす。これ上古の遺風なり。(8)元は女子のみ専ら黒めしことは、倭名抄に今婦人有齒黒具と見ゆて、言男子に及ばず。女子の黒齒めせし事實は物

語日記にその例證屢見ゆ。(9)而して男子のこれに倣ひしは實に鳥羽天皇の頃を權輿とすと傳ふ。(10)後平氏の公達もまた之れを塗る。(11)その材料は後世の如く鐵汁と五倍子粉とを混ぜしものならん。(12)又女子は紅にて顔面を化粧することもありき。(13)

- (6)延喜典藥料式供御白粉料、糯米一石五斗、粟一石
- (7)榮花物語着裝卷に怪しき様したる女ども黒かいねりきせてはふにさいいもの塗つて、かづらせさせて、むら刷毛化粧して云々

- (8)人類學會雜誌六五號佐藤重紀氏本邦涅槃參考
- (9)紫式部日記に追難いとくはてぬれば、鐵漿つけなどはかなきつくろひごもす

- (10)海人藻介
- (11)平家物語 敦盛最後の條に薄化粧にかれくらと見ゆ。
- (12)榮花物語 わかうきたなげなき女ども五六十人ばかり……はぐるめくろらかに、べにあかうけさうせさせて

三

文武官は正装として冠を戴く。冠は五位以上は

綾地四菱(1)六位下は無文の純にて上圓下方の形に縫ひ、先づ髻に巾子といへる筒を挿入して後之れを冠り、笄を左右より挿し巾子に貫く。(2)燕尾(纏)は下方に至るほど太く末端丸し。(3)文官はこれを垂れ、武官は活動劇甚なれば、頰を避けて元は長さ三寸以内とせしが(4)當時は卷纓として綏を附したり(5)細纓の制は未だこれあらざりしが如し。冠の裝飾としては古くは實花を挿してこれを挿頭花と稱へしが、(6)後多く造花となりぬ。その花の種類は行事の種類と官職とによりて夫々異同ありき。(7)又武官の時には末額をもて冠を卷きたり。神事には冠に心葉とて梅枝を立て日影鬘を懸く。(8)

- (1)西宮記に見ゆ
- (2)考古學雜誌第五卷第四號拙稿古神像風俗に就て參照
- (3)備馬樂に曰く近衛の御門に巾子こといつ、髮の根のなけれ

(3)考古學雜誌第五卷第四號拙稿同上及び源氏譜卷參考

(4) 續日本紀元正天皇靈龜二年十月壬戌の條に幘頭後脚莫^レ過^三寸^二云々

(5) 伴大納給卷には卷纒の狀笄を後方に挿し、纒をこれに結びつけし如く見ゆ。姑く疑を存す

(6) 萬葉集十一、も、しきの大宮人はいさまあれや梅をかざして、こゝにつさへり

(7) 西宮記 大嘗會天皇藤花、祭使判見大臣藤花、納言櫻花、參議山茸、非參議辨以下時花、定考大臣白菊、納言黃菊、

參議龍膽、辨少納言時花、踏歌綿花、祭使藤花、舞人櫻花、試樂日小竹、踏繼山茸、四日祭近衛使桂。左經記、寛仁三八、十一、定考 奉三挿頭一

(8) 紫式部日記 有彰相中將の五節にかつら申されたるつかはすついでにはこゝよろひにたきものいれて、心葉梅の枝をしていざみ聞けたり。兵範記久壽二、十一、廿四藏人高階俊成日陸組(薄紅梅染^レ之)

青蘿梅花心葉等如^レ常。小忌飽長組

文武官の略裝、民間の男子は平常には烏帽子を戴く。烏帽子は帛巾を黒漆にて糝り固め、上圍下方に作る。但し民間には柔軟なるものもありき。(9) されど鳥羽天皇の御宇花園左大臣有仁衣紋を

好み、裝束も強裝束を作り、烏帽子も張拔として眉さびなどを作れり。(10) これより從來の烏帽子は立烏帽子、風折烏帽子等の別を生じき。又童子は額烏帽子として三角形の黒或は白き巾を前額に當て紐にて後方に結びつく。古今要覽稿にはこれ侍烏帽子のまねきのみを帽子となせしものなるを説げども、侍烏帽子の成れる以前既にあり。年中行事繪卷鳥獸戲畫扇面寫經 此は恐らく立烏帽子を正面より見し形狀を模せしものなるべし。

女子は他人に顔見らるゝを恥づるが故に、檜扇若しくは頭髮にて顔を蔽ふことあり。(11) 外出には中高にて縁の勾配頗る急なる菅笠を冠る。これを市女笠といふ。中には衣を頭よりかづきて市女笠を冠るあり。これ等を世に盛裝束といへり。(12)

(9) 年中行事繪卷、信貴山縁起
(10) 今鏡花のあるじ 大方むかしはかやうのこともしらで、指貫もなかつて、烏帽子もこはく塗ることもなかりけるなるべし。此の頃こそさびるばりし、きらめき烏帽子などを

りくかはりて侍るめれ。神皇正統記にも装束のこほくなら、烏帽子の額なんごいふこもその頃より出て來にき。冠の硬化は更に後なるべし

(11) 枕草紙九十一段さげたる唇をさへ取り給へるに、ふりかくすべき髪のあやしさをへ思ふに。すべてまことにさるけしきやつきてこそ見ゆらめ、……さみにも立ち給はれば、袖をおしあて、うつぶし居たるもからきぬにしるい物うつりて、まだらにならんかし

(12) 枕草紙みぐるしきもの、つぼさうぞくしたる物のいそぎてあゆみたる霊装束は衣の前の袂を折りて前に挿みつばをるよりの名といふ。あるは局装束の畧にや。

小右記長和三、四、廿一 着替長、放免等、横三行京中、切三市女笠

四

次に藤原時代の優美なる服装に就て一言せむとす。當代の男官の大禮装は禮服とて衣服令の規定に基きたる装束なるが、その形式は概ね古風を踏襲して當代の特質を發揮せず。之れに反して能く藤原時代を反映せるは東帶以下の装束にあり。

男官の正装を東帶といふ。装束抄を見れば東帶は冠、袍、半臂、下襲、相、單、表袴、大口袴、石帯、平緒、太刀、襪、履を着し笏を持てるものなりと説けども、こは全く盛装の極度を表はせるものにして、式正の場合と雖、決してかくは着せざるものとす。

袍は東帶の表面に着する衣、腋を縫ひ塞ぎて襦(裾の横幅の部)あるを縫掖と稱し主として文官及び武官上位の着するものとす。腋開き襦なきは闕掖袍とも襖とも稱し、専ら武官及びこれに相當の官の着する所なり。當時の形式盤領(上頸、詰襟の如し)高くして、領を合すに蜻蛉頭雄紐といふ入紐の制なりを以てす。右衽、にて術丈長く袖口廣し。(1)その地質五位以上冬綾、夏羅、六位以下冬緹夏羅とし色目は延喜式に據れば、親王四品諸王一位は深紫、諸王二位より五位迄は中紫、諸臣一位及び大臣は深紫、二三位は中紫、四位は深緋、五位は淺

緋、六七位は深緑、八位初位は深縹にして(2)その文様には定制なかりき。されど多く用ゐられし文様は藻に四葉草雲鶴などなりき。(3)又襟及び袖口に別の巾にて飾を施し、置口ありしことも唐服の模倣なるべし。又特種の袍には天皇の黄櫨染(4)麴塵(5)帛、等ありき。

(1)袖口の潤さは後世ほど大なり。文徳天皇齊衡三年二月制には一尺二寸以下、一條天皇長保元年七月の制には一尺八寸以下、同三年閏十二月には一尺六寸以下となれり。

(2)空穂物語吹上^の下の巻に一位の袍色を詠じて「紫にそむる衣の色深み、二位三位をよみし下の句に「わが紫を今はたのまむ」といひ、五位の歌を「たつ田姫もみちのかさをぬふこそは」六位をば「さほ山のみぢりのみねにかくれたる」を詠ずるは當色を證するに足るべし。大和物語に小野好古の四位の歌に「玉くしげこそあはせぬ君が身を、あげながらやはあらんと思ひし」

(3)小野道風古像は藻に四葉草の袍を着す。雲鶴のこは大和物語に染殿内侍が文徳天皇の皇子源能有に雲鶴の紋をそむることを載す。

(4)唐帝緒黃の袍色を模す。山科家の傳に目中の目の色こそす。平安末より淺黃となり、次に藍海松茶となり、黃土となる桐竹風風の文様あり。

(5)麴塵山鳩色、臣下亦勅許を得て着す。小右記永觀二、十、廿七公卿騎馬扈從(中略)着麴塵表御袍

袍の形狀襦の両脇にありさきの生せしは、藤原時代の優美なる容姿を欲せるありに生じたるもの背のはこわ(角袋)も衣紋の趣好より起れるなるべし。なほ鳥羽上皇の頃強裝束世に行はれてより、風姿更に優婉となり、袍色も圓融天皇の頃より漸く違濫を生じ、四位は三位に、五位は四位と同一となり了んぬ。(6)而して紫は益濃厚となり殆んど黒色と識別し難く、鳥羽院の頃には全然黒色となり、置口は滅べり。

(6)小右記正曆三、九、一明願真人叙四位乞袍。以三品袍二送三品一如何。然而遣之。其報云近代三四位袍、其色一同

小右記三條天皇長和五、三、廿晚頭資平來云、四位五位位

色更衣後、可レ正ニ其色ニ之由攝政命云々

半臂は袍の下に着し袖なき衣なり。地綾、練羅にて、色に滅紫、黒、藍あり。(7)西宮記に臣下上臈有事レ之時可ニ著用ニと見ね、平常は着せず。

(8)但舞人或は闕掖に着す。この下に下襲を着す當代の好尚はその裾の背面を後に長く曳くことなり、(9)起原早く仁明帝御宇に崩せり。(10)枕草紙うれしきに御下襲のしりいと長く所せげにてと見ゆるは這般の消息を傳ふるものなり。地絹羅ありしも一日晴には綾を用ゐ(11)色は季節の推移に従ひて表裏共當時の樹本草花の色調に擬し「重色目」と呼べり。(12)

(7)西宮記、延喜式

(8)今鏡 白川のわたりの巻おほみあそびに冬の束帯に半臂をきさせ給へりけるを、肩ぬがせ給ふとき、宇治殿よりはじめて下襲のみ白く見けるに、この大臣ひまりは半臂を着給へりければ、御日記に侍るなるは、予ひまり半臂の衣をきたり。衆人恥ぢたる色ありとぞ侍るなる。

(9)裾長さ村上天皇天曆元年親王は袍調よりいづる一尺五寸、大臣一尺、納言八寸、參議六寸(吏部王記)後一條天皇延久二年には腰より以下大臣七尺納言六尺參議五尺四位五位四尺後益長く徳川時代には大臣一丈三尺に及べり。以下推察すべし

(10)續日本後紀承和五三乙丑

(11)西宮記

(12)枕草紙に冬躑躅緋練重、蘇芳重、夏二藍、自重等の色見ゆ西宮記に櫻、藤、朽葉等見ゆ。櫻は表白裏葡、葡藤表薄裏青の類

なほ下に相を着す。紅多し。枕草紙に相などかりそめに着たるはよしといへり。單も紅黃などの生綾に綾の紋あてやかにつけたり。袴の最も外に着するは表袴と稱し、袴の別あり。貴顯公卿年少の者均しく白の浮織物縮線綾を用ゐ、(13)他は白の堅織、帛を用う。又下に中袴を着す後世の赤大口に相當せり。

石帯も當代には華奢風流を盡せるの感あり。草製にて形状は胴に似、腰周を緊めて鉸具にて止

め、その餘は背後に挿みしを、(11)鳥羽天皇以後上手と帶と二條に別るゝに至れり。(15)その石には延喜式の制に據れば參議以上の公卿は白玉玳瑁白哲紀伊石、四位五位は玳瑁、瑪瑙、斑犀、象牙沙魚皮、紫檀、刻鏤金銀、白哲紀伊石、六位以下は烏犀角、紀伊石となし、爾後漸く變改ありき。(16)而して節會行幸列見定考立后任大臣等には隱文巡方を著し、平素は無文丸鞆を用ゐたりき。その文には唐雁、落花、垂無、鵝形、雲形、鶴通天駕通天ありたり。(17)

(13)大鏡に藤原道隆の條隆家の姿、表袴龍膽の二重織物と見ゆ
文様當時の好によりしなるべし

(14)集古十種東大寺八幡腰帶然り、

(15)黒川真頼博士日本風俗説

(16)西宮記 白玉隱文王者以下三位及び參議以上、斑犀馬腦映玉は四位五位、出雲石は六位

(17)江談抄。左經記萬壽五、四、八、癸酉、關白殿仰云、今日以下候ニ故殿ニ帶劔等ト皆令レ納ニ法成寺藏ニ畢。又以ニ香等一

分ニ奉院宮ニ云々。又烏犀巡方ニ腰劔ニ内並東宮ニ了。(東宮鶴通天、御春日被レ獻了。内鶴形依レ遺言一今日獻レ之。

又衛府の下官は布の袍を着し、白布帶を結ぶ。これを褐衣かちえといふ。小右記永延二、八、十九に左右立合出、(左近衛、右近衛着褐衣下襲)とあるこれなり。

東帶に次ぐ略装を布袴と稱す。冠を戴き位袍下襲を着し指貫を穿ち笏を持つ姿をいふ。(17)布袴に次ぐを衣冠と稱し、布袴の下襲のみを略せしものなりとす。(18)又堂上諸家の略装に直衣あり。高位高官に昇らさんば着するを得ず。これを着し得る位を直衣の位といへり。(19)直衣は位階を表現する當色の袍を着するに非ずして、雜袍を表に著し、通常その下に單を着し、指貫を穿つ。(20)この外の別に下襲を着することある時は、これを直衣布袴といふ。(21)又普通の直衣に相を着すること(22)帷子を着することもあり。(23)一日晴に

は風流に相の長きを褌より出して盛装を衒ふあり
これを出衣又は出相と名づく。(18)

(17) 雅亮裝束抄。

大鏡 道長 御冠めし搦練の御下装に布袴をさうぞかせ給
ひ

(18) 殿曆天永二、十二、十六甲辰、卯時上達部一兩來、余著^〇衣
冠^〇。帯色堅文織物指貫、紅打衣出^〇。襦著^〇野劔^〇革緒持^〇笏

(19) 空穂物語

(20) 西宮記(臨時四) 古實新叙五位已上輩著^〇舊袍直衣^〇也。王
者已下及被^〇聽^〇雜袍^〇者衣^〇之

落窪物語にいと濃き紅の御袴、白き生絹の御單衣、羅の直
衣

(21) 空穂物語 櫻色の直衣つゝ、じ色の下襲

(22) 枕草紙 殿はうす色の御直衣もいぎの織物の御指貫、くれ

なあの御ぞ(和の、こ)な。

(23) 離子いとあざやかに、薄二藍のあをにぶの指貫(下に烏帽
子の記事あり)

直衣の地に織物殿曆縹 源氏羅 落窪等あり。色文様に
定規なく、浮線綾は多く用ゐられたり。(24) 指貫
は括緒袴にして、元は狩衣の袖括の如く組緒を指

し貫きて絞るより名づくこと、(25) 地に織物平絹等
あり。(26) 紫その他の寒色を用ゐる、(27) 年少に従
ひて色調濃厚なる習慣なり。文様に規定なし。着
用の制は西宮記臨時四に王者已下衆人所^〇用也、古
時有^〇制、臣下不^〇用、近代五位以上、昇殿六位皆
用^〇之とあり。指貫の裁縫は殊に大きく作りしかば、
袴を踏みつゝ、手にて膝上を引き上げつゝ、歩を移せ
る姿頗る優美なりき。(28)

堂上諸家の遊獵には、狩衣を着す。狩衣の形状
の特徴は盤領にて正面の袖付截れ、闕掖となれる
ことにして當代初期には未だ袖括の紐なかりき。
(29) 當帯も後世共切にて作るも當代は然らず (30)
地色文に好あれども規定なく(31) 西宮記には太上
天皇已下隨^〇便服用、無^〇所限と見わたたり。この服
装には烏帽子を着し、指貫と內衣とを着す。(32)
又一般には水平あり。後世の水干には領に紐を附
せども、當代にはなく、狩衣と殆んど同じ。但し

その形狩衣よりも丈短くして、着用の際は袴に着込むるの差あるのみ。(33)

(24) 扇面寫經等

(25) 松の落葉

(26) 枕草紙飾抄

(27) 枕草紙さしぬきは紫のこき、もねぎ、夏はふたある、いこあつき比夏蟲の色したるもすしげなり。

(28) 北野縁起等參考。

枕草紙、うす二藍のあをにぶちの指貫などふみしらしてぬためり。

(29) 相模圖

(30) 櫻井神社神像

(31) 枕草紙、かりぎぬは、かうぞめのうすき、白きふくさ、あか色松の葉色、あをば、まくら、やなぎ、又あをぶち、男は何色のきぬをもきたれ。

(32) 榮華物語初花卷 香に羅の青き襲れたる狩襖(狩衣のこき)に濃紫の堅紋の指貫きて、紅の内衣など著給へる。

(33) 扇面寫經

五

藤原時代の女官の装束は男官よりも更に妍麗を

極めたり。これを按ずるに、その盛装としては唐衣裳を着する場合、小袷を着する場合、その他細長、汗衫を着する等の場合あり。唐衣裳着用の時は普通上より唐衣、表着、手衣、袷(衣)單を着し裳を纏ひ袴を穿つ。(1)略装小袷の時は小袷、表着、打衣、袷、單、袴(2)細長は着用の時袷若くば小袷の上に着し、(3)汗衫は唐衣と共に着し、若しくは袷と共に重ねて着す。その他例外の服装は殆んど枚擧に遑あらず。

(1)紫式部日記色ゆるされたる人々は例の青色赤色の唐衣に地摺の裳、表着はおしわたして蘇芳の織物なり。たゞ右馬の中將を蘇芳染をきて侍りし。うちものごもは濃き薄き紅葉をこきませたる様にて、中なる衣ごも例の支子の濃き薄き紫苑色裏青き菊をもしは三重なご心々なり。(單袴に言及せざれど必ず着せることは後の多くの例にて知るべし)

源氏物語幻卷、紅の黄ばみたるけそひたる袴、萱草色の單いと濃き鈍色に黒きなご美しからず重りて裳唐衣も云々
(2)紫式部日記 宮は例の紅の御衣(打衣)紅梅もねぎ柳山吹の

御衣(鞋)上には葡萄染の織物の御衣(表着)柳の上白の御小鞋

(3)落窪物語 濃き綾の褂、女郎花色の細長著給へり。

空穂物語 いぬみや白いうすもの、ほそながに、ふたあゝのこうちきを給ひて

さて唐衣は丈桁短き垂頸の衣にして襟あり。内懐に紐ありて之れを結び外に垂るゝこと薬師寺仲津姫神功皇后の神像の如し。(4)榮華物語根合に「唐衣の紐などにやがてこの詩を結びたり」と見ゆるは即ちこの紐なるべし。唐衣は當代女官の最も裝飾に汲々たりし所にして其の意匠人の意表に出づるを競ひたるの感あり。その文様には織文様(5)繡文様(6)染文様(7)摺文様(8)象眼(9)歌繪(10)の結構人目を驚かしたり。

(4)考古學雜誌 拙稿「古神風俗に就て」に詳論せり。

(5)榮華物語根合 松の枝おりたる唐衣

(6)紫式部日記 裳唐衣を小鹽山の小松原をぬひたる、

(7)續編の唐衣と西宮記に見ゆ

第一卷 叢説 藤原時代の容儀服飾に就て

(8)枕草紙に地摺の裳、帯摺にしたるなり。

(9)榮華物語根合 萌黄の二重もんの紅梅のさうがん金銀の板

金などに文様を透彫などにせるを箬めこみ縫ひつくるなり

(10)同池の藤浪 唐衣には咲きかゝりけるを歌繪にいさをかしくかきたり。本節考古界第三編黒川眞道氏藤原時代女官の盛装の論説参考

唐衣には置口を施せり。置口は即ち覆輪のことなり。唐衣の袖口及び襟の置口には種々の意匠を加へたることと泉國穴師神社の女神像を見て知らる(11)唐風模倣なるべし。

(11)榮華物語初花 若き人々は織物蝶細など、袖口におきぐちをじ、しろがねの左右の繰してふせぐみし、萬にしさわぎあへり雪深き山を、月の明きに見渡したるやうなり(蝶細は貝を綴ちつくるもの)

その他詩繪の置口(金銀泥にて書くもの)玉の置口(珠玉の類を綴ちつけしもの)ありき。(12)これを着するには襟をかへし、背に脱ぎ垂るゝを普通となす。(13)

第二號 八五 (二七五)

(12) 袷衣

(13) 源氏物語繪卷

表着は袷の最上なるもの、意にして延喜式にはこれを袍といへり。織物繡物あり。最上なれば色文様を特に美しくす。その意匠精巧を盡せるあり。(14)次に打衣を重ね。紅ともいひ、多く綾なり。打衣は砧にて打ちて光澤を出したるものにて、袷の變體なり。後世は糊を以て臘色の漆板に張り乾きし後之れを糾ぎて光澤を出す、これを板引と稱す。實に打の遺風とす。紅に濃淡あり。濃きを單に濃と稱し、若年の用とす。その着用唐衣なき時最上に着するあり。(15)又袷の下に着用することもなきに非ず。(7)この下には袷を重ね衣とも稱し、地質に唐綾、織物、(固紋、浮紋)あり。(16)枚數を多く重ねて着すれば、重袷ともいひ、その數中古制限なかりしが、(17)後世は五衣(いご)と呼びて五枚と定りぬ。當時多く衣を重ね、袖口の太きを

以て喜びたるが如し。(18)是等の衣服は下程寸法を稍や大きく作るを法とす。その下に單を重ね。袷なく單なれば此の名あり。仕立袷よりも丈衿共に長くす。綾、羅、生等の地質ありて色目紅、萌黄多く、文様は四菱、幸菱等あり。單を二枚重ねて着するを單重といひ(19)鎌倉時代には更に一枚の打單を重ねることあり。(20)又往々單數枚を重ねる例もありき。(21)

(14)榮華物語根合卷に表着は太井川の水の流れに淵濱を鏡にて花の色々のかけ見ゆ

(15)紫式部日記 人々は濃き打物を上にきたり

(16)榮華物語若枝

(17)榮華物語 若枝にこの女房のなりどもは柳櫻山吹紅梅萌黄の五色をまrikaはしつ、一人に三色づゝを著さへ給へるなりけり。一人は一色を五つ、三色著たるは十五つ、あるは六つづ、七つづ、多くきたるは十八廿にてぞありける。

(18)榮華物語初花 御衣の袖口かさなりなどのいみじくめでた

うおはしませげ云々

同右大將よりて衣の袷袖口かぞへ給へる氣色など人よりこ
さなり。

(19)袍紋記。

落窪物語 いと白くきよげなる綾の單衣裏二藍の織物の袷

着て居給へり。

(20)増鏡

(21)榮華物語殿上花見青き單を重ねつゝ、いくへともしらすかさ
て

小袷は大袷に對していふ。大袷は祿として人に
與ふるものなれば、(22)その仕立大きく作る故にか
くいふなり。小袷は女官略装の時最も表に着す
ものにして、地質は織物浮織固織(23)繡(24)薄物
等ありて、色目文様共に華美を爭ひたり。すべて
女官の衣には裏地を表に返して袖口裾に縁つく。
これををめぐりといふ。小袷に限り後世中陪を入れ
裏地と共に三重とす。唐衣着用の際には之れを着
せざるを禮とするなれど(25)また例外なきに非ず

(26)裳は古く裙と稱し、延喜時代には上裙下裙の
二種の裙ありて、裳はその上裙に當り、下裙は令
制の褶に當れり。(27)裳は纏衣まきぎの約にて腰より下
に纏ひし褰あるものなりしが、圓融天皇の頃より
從來の風俗違濫すると共に、前面開き遂には背面
にのみ昔の係を留むるに至れり。(28)裳の腰は装
飾となりて引腰となり、用をなさざれば更に小腰
を以て前面に結び、裳を纏ふ。地質は紗羅縠等の薄
物帛、綾、あり。文様に織文様(29)繡文様(30)摺
文様(31)染文様(31)象眼(32)金銀泥等あり。着用
に二重三重も重ねることあり。(33)

(22)西宮記(臨時五)延喜八、十二、十一 右中將伊衡傳レ勅給ニ
白大袷一重一

(23)源氏物語玉鬘 紅梅のいと紋うきたるぬび染の小袷

(24)同上 梅の折枝蝶鳥飛びちがひ唐めいたる白き小袷

(25)臺記別記久安四九廿八

(26)中右記寛治五年十月廿五日の條 今夜女御御裝束
裏濃蘇芳御衣五、濃御單、同御袴、同打衣、上着梅花五重

上着黄菊五重、小打着赤色五重唐衣、白羅御裳也

(27) 考古學雜誌第五卷第四號 拙稿古神像風俗に就て參照

(28) 後世額綱裳といふものあり。形狀裳の原始的形狀を殘せり
正中御飾記に生絹御裳一腰、平絹也以上單御裳、各長五尺
齊長五丈腰長一丈三尺紺御裳上に奉仕之さあるは古式の形
狀を示すものといふべし

(20) 紫式部日記 裳は海

賦を織りて

(30) 枕草紙 地摺の唐の

うすものに象眼かさ

れたる御も

(31) 西宮記(臨時四) 目

染裳(鹿子に當るも

の)

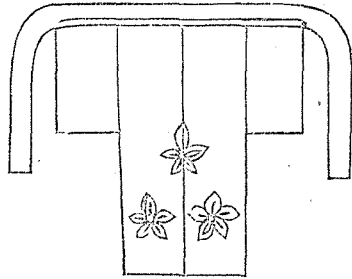
(32) 紫式部日記 白金の

泥していさあざやかに大海にすりたる裳

(33) 空穂物語 内に子たちうなゑごもかされの裳唐衣かざみど

もきて

枕草紙、裳の條にしびらといへるもの見ゆ。こ



額綱の裳

れ即ち褶にして、裳を背面に曳くに至りても、褶
は猶ほ古式を存せしものなるべし。源氏夕顔の卷
に時々中垣のかいまみし侍るに、げに若き女ども
の透影見わ侍り。しびらだつものかごどばかり引
きかけてとある褶だつものは、空穂物語の「腰き
ぬ」といへるものと同じく、伴大納言、信貴山縁
起、扇面寫經に見ゆる女の小袖の上より腰に巻け
る衣を指すものなるべし。

次に袴は延喜式縫殿寮に袴、單、の種類見わ、
地質は生、綾、色目は紅及び濃を普通とす。裳褶
背面に裝飾となり、袴漸く外面に現はるゝに至り
袴も長袴を生じ、裝飾に文様を加へたり。(24) 又
袴を三重も穿つことあり。(25) 外出には切袴を穿
ち、若しくは袴を穿たざることなきに非ず。(26)
次に細長は後世關掖袍に似て領に水干の如く長
き紐を附し、袖括あるものを稱すれど、中古には
袍を簡便に細長く作りしものにて、紐、袖括も無

かりしが如し。(37)地は薄物空穂物語織物 源氏若菜にして、色に規定なし、童女は又汗衫かざみを用う汗衫も亦これと殆んど同形状を有せり。(38)但し裾は頗る長かりしものなるに似たり。(39)地織物、平絹、色一定せず。(40)相袴と共に着し、(41)又唐衣かざみも着することありき。(42)

(34)扇面寫經に蝶の文様あるあり。榮華物語根合に袴はこなせの漉の水上下紅葉の散りかひたるいさをかし

(35)空穂物語少將にはあやのうちき三重かざれの袴などをまようけ給へ

(36)扇面寫經年中行事繪卷

(37)承安五節圖

(38)羽倉考に先ニ上ル所ノ圖繪兩品(細長汗衫)相似タリ。若ハ元來一物ニテ小人ノ著スルハ狭ク小キナルニ依テ細長ト名ツケ是ヨリ二物相別レタル歟トアリ、此事證トスベキ文ハ見エザレドモ、頗ル然モ有ベキ事ナリ(この細長は少年用を指す)

(39)枕草紙など汗衫は尻長と云へかし

(40)同書春はつゞ、さくら、夏は青朽葉くちば

(41)小右記長和三、十一、十九 童女二人襲東蒲萄染汗衫茜染

綿料和一襲、菊重綉和一襲 其著衣 表袴三重、茜染袴

(42)枕草紙 唐衣をたゞかざみのうへにうちきて。

六

以上縷述せし所は藤原時代の堂上諸家を中心としたる容儀服飾の概観に係る。其個々の事實に就ては他日稿を改めて詳説するの期あるを信ず。抑藤原氏一門が日夜遊樂に耽り、華奢風流を事とし又他を顧みざる間に優美纖麗なる如上の風俗は自ら馴致せられたり。當時粉粧を事とし、珠玉錦繡の袖を翻し容儀の美を競ひたるものは、宮廷に奉仕せる女官に非んば、堂上諸家の女性なりき。恰も江戸時代延寶の頃衣裝競べ所々に起り、江戸の富豪石川某の妻女が小袖文様南天の實を表すに無數の珊瑚珠を以てその競争に勝利を博したる事實と軌を一にせるの感あり。藤原時代の容儀服飾の由來は多く唐風にありたれど、唐との國交絶わて

より漸次藤原氏の好尚に適應せるの風俗と醇化し、爾後數百年間公武風俗の基礎となりしなり。

終に臨み本稿を草するに當り、第三高等學校教授文學士林森太郎先生、京都繪畫專門學校講師猪熊淺磨先生、文學士西脇豐造氏に負ふ所多し。謹みて謝す。

日本に於ける北辰北斗の

信仰

文學士 清原貞雄

天然物中天體殊に日月星辰の信仰は、殆んどあらゆる——文明の程度低き——社會に行はれたるが如く、殊に星占術等の發達せる印度支那或は埃及等に盛なりしが如し。

日本に於ても日月の崇拜は、明に存したるものな

れども、獨り星の崇拜は、其有無明ならず。古事記日本書紀に現はれたる神話を探すも星に關する神は、殆んど發見せられず。唯、一つ星神香々背男、一名天津鸞星の名あれども、崇拜せられたる形迹を認めず。猶又、延暦二十三年勅命を奉じて神宮より出したる皇太神宮儀式帳に、天須婆留女命なる神に關係ある神社あり。即ち皇太神宮の末社、江の神社・榛原社・狹田神社にして江神社は須婆留女命、他の二社は其子を祭れるものとせらる是等は延喜の神名帳にも見わたるものなり。此須婆留女命は記紀に見わざる神なるが、從來の學者の説にては、昴星、國語にて所謂「スバル」又は「スマル」といふ星なりといふ。若し之が果して學者の説の如くならば、星の信仰に關する興味ある材料なれども、此須婆留女命に關しては、他に何等の手掛なく又學者の説また首肯するに足らず。然るに後世に至りては、星の信仰は、日本の信仰